

## 第 12 回柔道整復療養費検討専門委員会

### ○施術管理者の要件について

厚労省に 3 点ばかりお尋ねと確認をさせていただきます。

まず 1 点目として、施術管理者の要件、権利についてお尋ねします。

施術管理者である柔道整復師と、施術管理者でない柔道整復師の持っている権利の違いをどのようにお考えでしょうか。

そもそも療養費の受領委任払いに関しては、患者の為の制度であり、保険を取り扱う権利を施術管理者にしか与えないというのは、通知で行える事案ではなく法改正が必要となってくる事案ではないかと考えますがいかがでしょうか。

次に 2 点目として、限界事例の者への対応を確認させていただきます。

対象者として平成 30 年 3 月の国家試験で柔道整復師の資格取得後、すぐに施術管理者となる計画をしている者であって、資格取得後の 5 月末日までに施術管理者となる届出をした者と示されていますが、平成 29 年度入学までの現在在学中の学生に関しても限界事例の対象として同様の取扱いとなるのでしょうか。

また、一定期間（7 日間）の実務研修となっていますが、7 日間連続常勤での研修なのか、1 年のうち飛び飛びの合計 7 日でよいのか、また数時間単位での 7 日間なのか、具体的に何も示されていません。いかがお考えでしょうか。

最後に 3 点目として、実務研修に関して研修先となる施術所への対応をお尋ねします。

実務研修の要件に関して重要となるのが、研修先ではないでしょうか。実務経験を課すにあたり、研修先での対象者は常勤雇用なのか、非常勤雇用なのかも示されておらず、例えば半日や隔日勤務でも一年が経過すれば実務経験とみなされるのか、それとも常勤として完全雇用の形でなければみなされないのか。労働基準法に関する案件も含まれるため、どのようにお考えでしょうか。

回答よろしく申し上げます。